

法人の定款の概要

項目	記載事項
1 目的	(別途、中期目標の検討を踏まえて記載予定)
2 名称	公立大学法人山口県立大学
3 設立団体	山口県
4 事務所の所在地	山口県山口市
5 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

項目	独立行政法人化準備会議(大学側)の意見	ワーキンググループ調整(案)							
6 役員の定数、任期その他役員に関すること (1) 理事長・学長体制	<p>理事長・学長一体型 (理由) 同一人格による責任体制の明確化(権限と責任の一体化) 機動的、自律的、迅速な意思決定の促進</p> <p>任期 6年(再任なし) (理由)権限が集中する理事長・学長一体型においては、6年間、1期が任期の限度。</p>	<p>理事長・学長一体型(資料4-1) ← 国立大学: 教学と経営の円滑かつ一体的な合意形成 (理由) 同一人格による責任体制の明確化(権限と責任の一体化) 機動的、自律的、迅速な意思決定の確保 大学の規模(人件費の負担軽減)</p> <p>任期 4年+2年(再任1回) *設立時の最初の学長となる理事長の任期は4年とする。(定款記載) (理由) ・これまでの学長の任期を尊重 ・2年の再任制度を設け、大学の意向である任期6年を考慮 (設立)</p> <p>*中期計画</p> <table border="1"> <tr> <td>6年</td> <td>6年</td> <td>6年</td> </tr> </table> <p>*業務運営</p> <table border="1"> <tr> <td>A 理事長(学長) 4年</td> <td>次期計画 B 理事長(学長) 4年 ; 2年</td> <td>次期計画 C 理事長(学長) 4年 ; 2年</td> </tr> </table> <p>*再任されない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>D 理事長(学長) 4年 ; 2年</td> </tr> </table>	6年	6年	6年	A 理事長(学長) 4年	次期計画 B 理事長(学長) 4年 ; 2年	次期計画 C 理事長(学長) 4年 ; 2年	D 理事長(学長) 4年 ; 2年
6年	6年	6年							
A 理事長(学長) 4年	次期計画 B 理事長(学長) 4年 ; 2年	次期計画 C 理事長(学長) 4年 ; 2年							
D 理事長(学長) 4年 ; 2年									
(2) 学長選考	<p>選考委員 経営審議会選出委員 4名(全員学外者) 教育研究評議会選出委員 4名 (理由) ・委員総数は8名。開かれた大学づくりの観点から委員総数の1/2を学外者とする。教育研究評議会には学外者を入れないことから、経営審議会からの選出委員は全員学外者</p> <p>学長選考 未検討</p>	<p>選考委員 経営審議会選出委員 4名(うち学外者3名) 教育研究評議会選出委員 4名(うち学外者1名) (理由) ・県民の意見を反映させるため、委員総数の1/2を学外者とする。 ・教育研究評議会の委員代表として学外者(地域の代表者等)を1名選出し、地域の意見を学長選考に反映させる。</p> <p>学長選考(資料4-2) ・現行方式の学長選挙は廃止する。 ・新たな選考方法(学長候補者選出予備選挙)の実施 ・教職員による学長解任請求制度の創設 (理由) 理事長・学長体制との一体的な制度設計 大学自治への配慮 学長のトップマネジメントの発揮 学外者も含めた幅広い人材の登用</p>							

項 目	独立行政法人化準備会議（大学側）の意見	ワーキンググループ調整（案）												
<p>（３）理事会</p>	<p>理事会 ・設置しない。 (理由) ・小規模大学であり、機動的な運営を図る。</p> <p>理事長（学長）補佐体制の確保 6名以内の理事を置く。 (理由) ・経営と教学のバランスに配慮</p> <table border="1" data-bbox="638 541 1620 779"> <thead> <tr> <th>経営部門</th> <th>教学部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・副理事長（事務局長）1名 ・理事 1名 ・理事（非常勤 学外者）1名</td> <td>・理事（副学長） 1名 ・理事 2名</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期は理事長（学長）任期に連動</p>	経営部門	教学部門	・副理事長（事務局長）1名 ・理事 1名 ・理事（非常勤 学外者）1名	・理事（副学長） 1名 ・理事 2名	3名	3名	<p>理事会（資料4-3） ・設置しない。 (理由) ・経営審議会・教育研究評議会の役割の明確化及び機能性の担保 ・迅速な意思決定・機動的な大学運営の確保</p> <p>理事長（学長）補佐体制の確保 4名以内の理事を置く。（理事数は大学の規模を考慮） (理由) ・経営と教学のバランスに配慮 ・地域貢献策の強化（非常勤の学外者の配置）</p> <table border="1" data-bbox="1786 541 2769 779"> <thead> <tr> <th>経営部門</th> <th>教学部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・副理事長（事務局長）1名 ・理事（非常勤 学外者）1名</td> <td>・理事（副学長） 1名 ・理事（非常勤 学外者） 1名 〔地域貢献担当〕</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期は理事長（学長）任期に連動</p>	経営部門	教学部門	・副理事長（事務局長）1名 ・理事（非常勤 学外者）1名	・理事（副学長） 1名 ・理事（非常勤 学外者） 1名 〔地域貢献担当〕	2名	2名
経営部門	教学部門													
・副理事長（事務局長）1名 ・理事 1名 ・理事（非常勤 学外者）1名	・理事（副学長） 1名 ・理事 2名													
3名	3名													
経営部門	教学部門													
・副理事長（事務局長）1名 ・理事（非常勤 学外者）1名	・理事（副学長） 1名 ・理事（非常勤 学外者） 1名 〔地域貢献担当〕													
2名	2名													
<p>（４）経営審議会</p>	<p>経営審議会の位置づけ ・諮問機関 (理事長（学長）が「経営」に関する重要事項を決定しようとするときは、経営審議会の議を経るものとする。)</p> <p>審議事項</p> <table border="1" data-bbox="638 1050 1620 1409"> <thead> <tr> <th>審議事項（<u>経営</u>に関する事項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 教職員の人事方針に関すること。（定数管理、採用・昇任方針） 教育研究評議会の意見聴取を義務づけ 学生教育及び学生支援の方針に関すること。 会計規程等の制定・改廃に関すること。 予算作成・執行・決算に関すること。 組織・運営の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>構成 ・理事長（学長） ・副理事長（事務局長） ・理事（副学長） ・学長の指名する役員及び教職員 ・学外委員（理事の学外者と合わせて委員数の1/2以上）</p> <p>計10名以内</p> <p>(理由) ・理事会を設置しないことから、副学長を委員に含める。</p>	審議事項（ <u>経営</u> に関する事項）	中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 教職員の人事方針に関すること。（定数管理、採用・昇任方針） 教育研究評議会の意見聴取を義務づけ 学生教育及び学生支援の方針に関すること。 会計規程等の制定・改廃に関すること。 予算作成・執行・決算に関すること。 組織・運営の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項	<p>経営審議会の位置づけ（資料4-4） ・諮問機関 (理事長（学長）が「経営」に関する重要事項を決定しようとするときは、経営審議会の議を経るものとする。)</p> <p>審議事項</p> <table border="1" data-bbox="1786 1050 2769 1409"> <thead> <tr> <th>審議事項（<u>経営</u>に関する事項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 大学、学部、学科等の重要な組織の設置・廃止に関する事項 教職員の人事方針に関すること。（定数管理、採用・昇任方針） 教育研究評議会の意見聴取を義務づけ 会計規程等の制定・改廃に関すること。 予算作成・執行・決算に関すること。 組織・運営の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>*「学生教育及び学生支援の方針に関すること。」は、教育研究と密接な関係があることから、教育研究評議会の審議事項として整理</p> <p>構成 ・理事長（学長） ・副理事長（事務局長） ・理事（非常勤 学外者） ・学長の指名する教職員 ・学外者（理事の学外者と合わせて委員数の1/2以上）</p> <p>計10名以内</p> <p>(理由) ・「経営」部門の責任者である事務局長のマネジメントを促進するため、委員に副学長を含めない。</p>	審議事項（ <u>経営</u> に関する事項）	中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 大学、学部、学科等の重要な組織の設置・廃止に関する事項 教職員の人事方針に関すること。（定数管理、採用・昇任方針） 教育研究評議会の意見聴取を義務づけ 会計規程等の制定・改廃に関すること。 予算作成・執行・決算に関すること。 組織・運営の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項								
審議事項（ <u>経営</u> に関する事項）														
中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 教職員の人事方針に関すること。（定数管理、採用・昇任方針） 教育研究評議会の意見聴取を義務づけ 学生教育及び学生支援の方針に関すること。 会計規程等の制定・改廃に関すること。 予算作成・執行・決算に関すること。 組織・運営の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項														
審議事項（ <u>経営</u> に関する事項）														
中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 大学、学部、学科等の重要な組織の設置・廃止に関する事項 教職員の人事方針に関すること。（定数管理、採用・昇任方針） 教育研究評議会の意見聴取を義務づけ 会計規程等の制定・改廃に関すること。 予算作成・執行・決算に関すること。 組織・運営の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項														

項 目	独立行政法人化準備会議（大学側）の意見	ワーキンググループ調整（案）				
<p>(5) 教育研究評議会</p>	<p>教育研究評議会の位置づけ ・諮問機関 (理事長(学長)が「教学」に関する重要事項を決定しようとするときは、教育研究評議会の議を経るものとする。)</p> <p>審議事項</p> <table border="1" data-bbox="635 390 1620 898"> <thead> <tr> <th>審議事項（<u>教学</u>に関する事項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 学則等の制定・改廃に関すること。 教員人事に関すること。(採用・昇任選考) ・細部は法人の学内規程による。 ・経営審議会、教育研究評議会、学外者から選出された委員で構成される「人事委員会」で、採用・昇任・服務・研修・分限等の人事事項を審議 教育課程編成に関すること。 学生の修学指導等に関すること。 学生の入学・卒業・課程の修了その他学生の在籍及び学位授与方針に関すること。 教育研究の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>構成 ・学長 (理事長) ・副学長 (理事) ・副理事長 (事務局長) ・各教育組織等の長 (学部長、研究科長、図書館長等) ・学長の指名する教職員</p> <p style="text-align: right;">計 20 名以内</p> <p>(理由) ・理事会を設置しないことから、事務局長を委員に含める。</p>	審議事項（ <u>教学</u> に関する事項）	中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 学則等の制定・改廃に関すること。 教員人事に関すること。(採用・昇任選考) ・細部は法人の学内規程による。 ・経営審議会、教育研究評議会、学外者から選出された委員で構成される「人事委員会」で、採用・昇任・服務・研修・分限等の人事事項を審議 教育課程編成に関すること。 学生の修学指導等に関すること。 学生の入学・卒業・課程の修了その他学生の在籍及び学位授与方針に関すること。 教育研究の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項	<p>教育研究評議会の位置づけ（資料4 - 4） ・諮問機関 (理事長(学長)が「教学」に関する重要事項を決定しようとするときは、教育研究評議会の議を経るものとする。)</p> <p>審議事項</p> <table border="1" data-bbox="1783 390 2769 898"> <thead> <tr> <th>審議事項（<u>教学</u>に関する事項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 学則等の制定・改廃に関すること。 教員人事に関すること。(採用・昇任候補者の決定) ・経営審議会(学外者を含む)、教育研究評議会から選出された委員で構成される「人事委員会」で候補者の絞り込み審議 教育課程編成方針に関すること。 学生の円滑な修学等に必要な助言、指導等に関すること。 学生の入学・卒業・課程の修了その他学生の在籍及び学位授与方針に関すること。 教育研究の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>構成 ・学長 (理事長) ・副学長 (理事) ・理事 (非常勤 学外者 地域貢献担当) ・教育研究評議会が定める者 (学部長、研究科長、図書館長等) ・学長の指名する教職員 ・学外者 (理事の学外者と合わせて2名以上)</p> <p style="text-align: right;">計 20 名以内</p> <p>(理由) ・「教学」部門の責任者である副学長のマネジメントを促進するため、委員に事務局長を含めない。</p>	審議事項（ <u>教学</u> に関する事項）	中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 学則等の制定・改廃に関すること。 教員人事に関すること。(採用・昇任候補者の決定) ・経営審議会(学外者を含む)、教育研究評議会から選出された委員で構成される「人事委員会」で候補者の絞り込み審議 教育課程編成方針に関すること。 学生の円滑な修学等に必要な助言、指導等に関すること。 学生の入学・卒業・課程の修了その他学生の在籍及び学位授与方針に関すること。 教育研究の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項
審議事項（ <u>教学</u> に関する事項）						
中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 学則等の制定・改廃に関すること。 教員人事に関すること。(採用・昇任選考) ・細部は法人の学内規程による。 ・経営審議会、教育研究評議会、学外者から選出された委員で構成される「人事委員会」で、採用・昇任・服務・研修・分限等の人事事項を審議 教育課程編成に関すること。 学生の修学指導等に関すること。 学生の入学・卒業・課程の修了その他学生の在籍及び学位授与方針に関すること。 教育研究の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項						
審議事項（ <u>教学</u> に関する事項）						
中期目標に対する意見 中期計画・年度計画に関すること。 学則等の制定・改廃に関すること。 教員人事に関すること。(採用・昇任候補者の決定) ・経営審議会(学外者を含む)、教育研究評議会から選出された委員で構成される「人事委員会」で候補者の絞り込み審議 教育課程編成方針に関すること。 学生の円滑な修学等に必要な助言、指導等に関すること。 学生の入学・卒業・課程の修了その他学生の在籍及び学位授与方針に関すること。 教育研究の自己点検評価に関すること。 その他理事長が定める重要事項						
項 目	記 載 事 項					
7 業務の範囲及びその執行に関する事項	<p>大学を設置し、これを運営すること。 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習機会を提供すること。 法人における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。</p>					
8 資本金、出資金及び資産に関する事項 財産移管	<p>独立行政法人化準備会議（大学側）の意見</p> <p>未検討</p>	<p>ワーキンググループ調整（案）</p> <p>現物出資（土地・建物）(資料4 - 5) ・看護学部棟北側の後背地も一体的・安定的な利活用を図るために出資 ・資本金の額は、当該土地・建物について出資の日の時価評価の価額</p>				
9 公告の方法	山口県の県報に登載					
10 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項	山口県に帰属させる。					